

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに 調査、予測及び評価の手法

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

5.1 環境影響評価項目及び予測評価の手法設定の考え方

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法は、「山梨県環境影響評価等技術指針」(平成11年2月22日環総第2-11号)を参考に、以下のように選定した。

本環境影響評価は、ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備の3事業について一体的に環境影響評価を行うものである。また、ごみ処理施設及び最終処分場の計画については、現段階で複数案がある。そのため、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法の設定にあたっては、事業計画の複数案及び3事業の複合影響について考慮した。

5.2 環境影響評価要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、工事の実施(以下、「工事時」という。)、施設等の存在及び供用(以下、「存在・供用時」という。)において想定される事業活動による影響の内容を検討し、抽出した。

環境影響要因の抽出にあたっては、ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の各施設の計画概要を踏まえ、それぞれの施設に係る工事時及び存在・供用時のそれぞれの環境影響評価要因を抽出した。また、各事業の環境影響要因が重複することで生じる複合影響についてもその内容を検討し、抽出した。

また、ごみ処理施設及び最終処分場については、計画の複数案を踏まえ、複数案の内容により環境影響が異なると思われる環境影響要因を抽出した。

5.2.1 ごみ処理施設

1) 計画概要

環境影響要因を抽出するにあたって考慮したごみ処理施設の計画概要を表5-2-1(1)～(2)に示す。

表5-2-1(1) 環境影響要因の抽出に関わるごみ処理施設の計画概要

項目		計画の概要	
		焼却熔融施設	リサイクル施設
施設計画	施設規模	369t/日(123t/日×3炉)	破碎施設:36t/5h 選別施設:31t/5h 保管設備:22t/日
	稼働日数	施設稼働日数 年間約350日 1炉あたり年間280日(24時間/日)	年間240日以上
	処理対象廃棄物	可燃ごみ、し尿汚泥、最終処分場汚泥	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ
	排ガス諸元	湿り排ガス量(1炉):約38,000 m ³ /h以下 乾き排ガス量(1炉):約32,000 m ³ /h以下 排ガス温度:175～196℃	
	排ガス濃度	ばいじん : 0.01g/m ³ N 塩化水素 : 25ppm 硫黄酸化物 : 20ppm 窒素酸化物 : 50ppm 一酸化炭素 : 30ppm ダイオキシン類 : 0.05ng-TEQ/m ³ いずれも酸素濃度12%換算	—————
	建築物規模	東西 約115m以下 南北 約78m以下 高さ 約40m以下	東西 約100m 南北 約75m 高さ 約26m

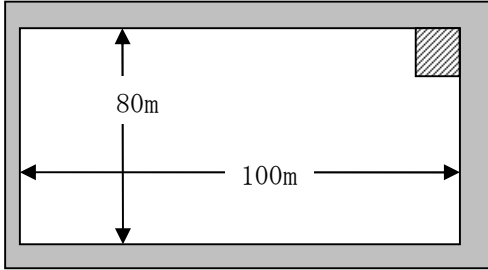
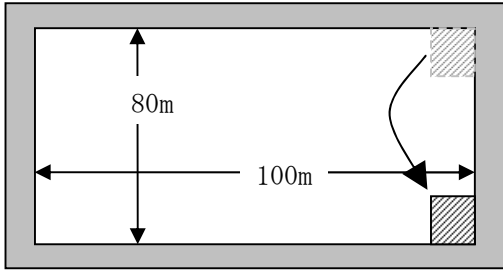
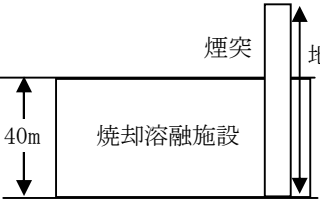
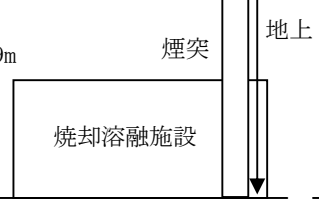
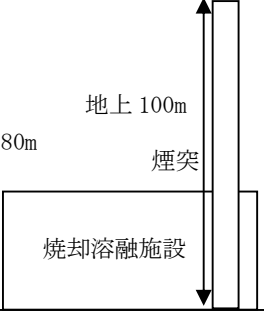
表 5-2-1(2) 環境影響要因の抽出に関わるごみ処理施設の計画概要

項 目	計画の概要
施設配置計画 施設計画	東側：焼却溶融施設 西側：リサイクル施設 
給水計画	上水道を使用
排水計画	プラント排水 生物処理＋凝集沈殿（余剰水は公共下水道へ放流） 生活排水 公共下水道へ放流
廃棄物運搬車両台数	大型車類 720 台/日 小型車類 110 台/日（通勤車両等） （運搬ルート及びルート別交通量は「第 2 章事業の内容 図 2-2-13 廃棄物収集運搬ルート図」に示すとおり）
工事期間	約 40 ヶ月
工事計画 工種	造成工事：造成工事、雨水集水工事、道路施設工事、防災施設工事、 植生・植栽工事、軟弱地盤工事 等 プラント工事：土木工事、建築工事、機械設備工事、外構・植栽工事 等
主な建設作業機械	バックホウ、ダンプトラック、フォークリフト、ラフタークレーン、クローラクレーン、コンクリートポンプ車、ブルドーザ等
資機材運搬車両台数	ごみ処理施設：大型車類 600 台/日（最大時） 小型車類 43 台/日（通勤車両等）

2) ごみ処理施設の複数案

環境影響要因を抽出するにあたって考慮したごみ処理施設の複数案を表 5-2-2 に示す。また、複数案のイメージ図を図 5-2-1 に示す。ごみ処理施設については、煙突位置について 2 案、煙突高さについて 3 案の複数案があり、その組み合わせは図 5-2-1(1)～(6) に示す 6 通りとなる。

表 5-2-2 環境影響要因の抽出に関わるごみ処理施設の複数案の概要

項目		計画の概要	
施設計画	煙突位置	 <p>1 案 (煙突北東端)</p>	 <p>2 案 (煙突南東端)</p>
	煙突高さ (3案)	 <p>A 案 (高さ 59m)</p>	 <p>B 案 (高さ 80m)</p>
		 <p>C 案 (高さ 100m)</p>	

3) ごみ処理施設の複数案と環境影響要因の関係の整理

煙突位置及び高さで環境影響要因の関係は以下に整理したとおりである。

煙突位置及び高さの違いは、大気質、悪臭、土壌汚染、日照障害、景観に関する。

表 5-2-3 複数案に関連する環境影響評価項目とその特徴

複数案		関連する環境影響評価項目とその特徴
煙突位置	北東	大気質 : 排ガス拡散範囲がやや北側となる 日照障害 : 敷地外の日影範囲が大きい 景観 : 位置の違いにより周辺からの視認状況が異なる
	南東	大気質 : 排ガス拡散範囲がやや南側となる 日照障害 : 敷地外の日影範囲が小さい 景観 : 位置の違いにより周辺からの視認状況が異なる
煙突高	59m	大気質 : 着地濃度が大きくなる 日照障害 : 日影が他案に比べて短い 景観 : 他案に比べ影響が小さい
	80m	大気質 : 着地濃度は 59m、100m の中間となる 日照障害 : 日影が 59m、100m の中間となる 景観 : 59m では視認できなかった場合でも 80m で視野に出現する場合が考えられる
	100m	大気質 : 着地濃度が小さくなる 日照障害 : 日影が他案に比べて長い 景観 : 他案に比べ影響が大きい



図 5-2-1(1) ごみ処理施設イメージ図
(煙突位置：南東端、煙突高さ：59m)



図 5-2-1(2) ごみ処理施設イメージ図
(煙突位置：北東端、煙突高さ：59m)



図 5-2-1(3) ごみ処理施設イメージ図
(煙突位置：南東端、煙突高さ：80m)



図 5-2-1(4) ごみ処理施設イメージ図
(煙突位置：北東端、煙突高さ：80m)



図 5-2-1(5) ごみ処理施設イメージ図
(煙突位置：南東端、煙突高さ：100m)



図 5-2-1(6) ごみ処理施設イメージ図
(煙突位置：北東端、煙突高さ：100m)

4) ごみ処理施設に係る環境影響要因の抽出

複数案を含めて、ごみ処理施設に係る環境影響要因の抽出結果を表 5-2-4 に示す。

表 5-2-4 環境影響要因の抽出（ごみ処理施設）

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> 掘削、盛土、整地、法面整形等による現況地形の形状及び土地利用の変化 造成等の工事の実施による粉じんの発生 造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生 対象事業実施区域に存在する構造物の除去や樹木の伐採等による建設副産物の一時的発生
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生 建設機械の稼働に伴う騒音の発生 建設機械の稼働に伴う振動の発生 建設機械の稼働(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 工事に必要な資機材を運搬するための車両（以下「資機材運搬車両」と称す）の走行に伴う排出ガスの発生 資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生 資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生 資機材運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生
存在・供用時	施設の存在 【煙突高さの複数案と関連】	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の変化 新たな工作物（焼却溶融施設、リサイクル施設、防災調整池等）の出現
	施設の稼働 【煙突高さの複数案と関連】	<ul style="list-style-type: none"> 施設の煙突からばい煙(排出ガス)の発生 施設の稼働に伴う悪臭の漏洩 施設(機械等)の稼働に伴う騒音の発生 施設(機械等)の稼働に伴う空気振動(低周波音)の発生 施設(機械等)の稼働に伴う振動の発生 施設からの排水の発生 施設の稼働に伴う廃棄物の発生 燃料等の使用による温室効果ガスの発生
	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 搬入される廃棄物の運搬車両（以下「廃棄物運搬車両」と称す）の走行に伴う排出ガスの発生 廃棄物運搬車両の走行に伴う悪臭の漏洩 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の発生 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の発生 廃棄物運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生

5.2.2 最終処分場

1) 計画概要

環境影響評価項目を抽出するにあたって考慮した最終処分場の計画概要を表 5-2-5 に示す。埋立規模の複数案のイメージ図を図 5-2-2 に示す。

表 5-2-5 環境影響要因の抽出に関わる最終処分場計画概要

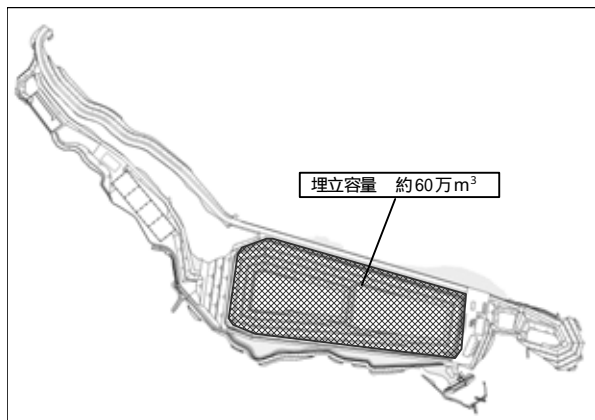
項 目		計画の概要
施設計画	施設規模	敷地面積 : 約 12ha 埋立面積 : 約 5ha 浸出水処理施設 : 処理能力 : 約 170 m ³ /日
	処分方式	管理型最終処分場
	処理対象廃棄物	一般廃棄物 : 焼却灰、飛灰、不燃物残さ
	貯留構造物	盛土堰堤式
	遮水工	表面二重遮水シート
	埋立方式	埋立機械 (ブルドーザなど) によるサンドイッチ方式
	河川付替	蟹沢川の付け替え
	給水計画	上水道を利用 (生活用水)
	排水計画	浸出水処理水は公共下水道へ放流 雨水排水は防災調整池で調整後、河川へ放流
	廃棄物運搬車両台数	大型車類 : 56 台/日 小型車類 : 14 台/日
工事計画	工事期間	約 50 ヶ月
	工種	仮設道路工事、河川付替工事、水処理施設先行工事、搬入道路工事、処分場工事、水処理施設等工事、管理施設工事
	主な建設作業機械	バックホウ、ブルドーザ、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、トラッククレーン、コンクリートポンプ車、ダンプトラック 等
	資機材運搬車両台数	最終処分場 : 大型車類 160 台/日 (最大時) 小型車類 18 台/日 (通勤車両等)

2) 最終処分場の複数案

環境影響要因を抽出するにあたって考慮した最終処分場の複数案を表 5-2-6 及び図 5-2-2 のイメージ図に示す。

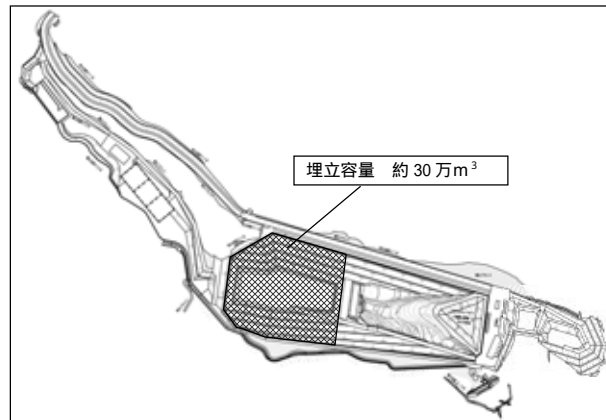
表 5-2-6 環境影響要因の抽出に関わる最終処分場の複数案の概要

項 目		計画の概要
施設計画	埋立規模	埋立容量 最大約 60 万 m ³ または約 30 万 m ³
	整備方式	一括整備 ただし 約 60 万 m ³ の場合、二段階整備の場合もある
	埋立処分場位置	図 5-2-2 参照

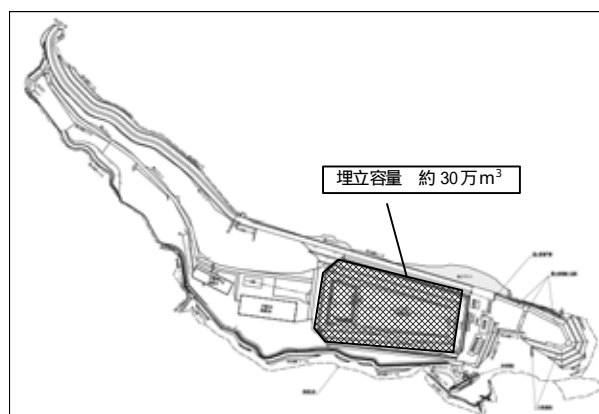


A案 埋立容量約 60 万 m³

(二段階整備の可能性がある)



B案 下流側配置 埋立容量約 30 万 m³



C案 上流側配置 埋立容量約 30 万 m³

図 5-2-2 最終処分場複数案のイメージ図

3) 最終処分場の複数案と環境影響要因の整理

埋立容量及び埋立範囲の違いは、工事時の建設作業位置及び存在・供用時の埋立作業位置が異なり以下の環境影響要因と関係する。

(1) 工事時の建設作業位置

埋立容量及び埋立範囲の違いにより、工事時の建設作業機械の稼働範囲が異なる。そのため、工事時の建設作業機械の稼働に伴う排出ガス、騒音及び振動の発生源位置が変わることになる。

大気質、騒音・振動の影響に対する保全すべき対象物としては、対象事業実施区域北側及び北西側の民家が挙げられる。

A案及びB案の場合、民家に比較的近い西側（下流側）で建設作業機械が稼働する可能性がある。一方、C案については東側（上流側）が稼働範囲となる。

(2) 存在・供用時の埋立作業位置

埋立容量及び埋立範囲の違いにより、存在・供用時の埋立作業機械の稼働範囲が異なる。そのため、存在・供用時の埋立作業機械の稼働に伴う排出ガス、騒音及び振動の発生源位置が変わることになる。

埋立作業の範囲について、工事時と同様にA案及びB案の場合、民家に比較的近い西側（下流側）で埋立作業機械が稼働する可能性がある。一方、C案については東側（上流側）が稼働範囲となる。

(3) 施設の存在範囲

埋立容量及び埋立範囲の違いにより、最終処分場の存在範囲が変わる可能性がある。ただし、A案の場合が最も範囲が大きく、B案、C案の改変範囲はA案に含まれることから、存在・供用時の施設の存在に関連する要因の抽出にあたっては、A案を対象として検討する。

(4) 整備方式

A案（60万 m^3 ）の場合、整備方式が30万 m^3 を2期に分けて整備する二段階整備手法となる可能性がある。この場合、最終処分場の構造上、第1期は下流側、第2期が上流側となり、第1期の環境影響要因はB案と同様になる。また、上流側の工事については、施工範囲、施工規模等はC案と同等になると考えられる。

ただし、第2期の予測時点は、ごみ処理施設、地域振興施設及び最終処分場の第1期の供用時となる。このため、二段階整備の影響については、存在・供用時に追加的に第2期の建設作業が発生する影響と考える。

4) 最終処分場に係る環境影響要因の抽出

最終処分場に係る環境影響要因の抽出結果を表 5-2-7 に示す。

影響要因の抽出にあたって、最終処分場の複数案のうち、埋立容量及び位置については最大の 60 万 m³ の場合において地形の改変面積、造成工事等の工事等の影響が最大となると考えられることから、埋立容量及び位置については 60 万 m³ の場合を環境影響要因の抽出の条件とした。

表 5-2-7 環境影響要因の抽出（最終処分場）

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> 掘削、盛土、整地、法面整形等による現況地形の形状及び土地利用の変化 造成等の工事の実施による粉じんの発生 造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生 対象事業実施区域に存在する構造物の除去や樹木の伐採等による建設副産物の一時的発生
	建設機械の稼働 【複数案により稼働範囲が異なる】	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生 建設機械の稼働に伴う騒音の発生 建設機械の稼働に伴う振動の発生 建設機械の稼働(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資機材運搬車両の走行に伴う排出ガスの発生 資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生 資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生 資機材運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生
存在・供用時	最終処分場の存在 【複数案により改変範囲が異なる可能性がある】	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の変化 現況河川(蟹沢川)の付け替え 新たな工作物(埋立地、浸出水処理施設、防災調整池等)の出現
	浸出水 ¹ 処理設備からの処理水の放流	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の埋立による埋立地からの浸出水の発生 施設(浸出水処理施設)からの排水(浸出水処理水)の発生
	施設(浸出水処理設備等)の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 施設(機械等)の稼働に伴う騒音の発生 施設(機械等)の稼働に伴う振動の発生 施設の稼働に伴う廃棄物の発生 燃料等の使用、廃棄物の埋立処分による温室効果ガスの発生
	埋立作業 【複数案により稼働範囲が異なる】	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の埋立による埋立地からの粉じんの発生 埋立機械の稼働に伴う騒音の発生 埋立機械の稼働に伴う振動の発生 燃料等の使用による温室効果ガスの発生
	施設(埋立地)からの悪臭の発生	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の埋立による埋立地からの悪臭の発生
	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両の走行に伴う排出ガスの発生 廃棄物運搬車両の走行に伴う悪臭の漏洩 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の発生 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の発生 廃棄物運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生

¹ 浸出水：浸出液とも言う。雨水などが埋め立てられた廃棄物の中を通過して、しみ出してきた水のこと。

5.2.3 地域振興施設に係る環境影響要因の抽出

1) 計画概要

環境影響評価項目を抽出するにあたって考慮した地域振興施設の計画概要を表 5-2-8 に示す。

表 5-2-8 環境影響要因の抽出に関わる地域振興施設の計画概要

項 目		計画の概要
施設 計画	建築面積	約 1,000m ²
	芝生地面積	約 0.9ha
	残置森林面積	約 2.8ha
	建築物構造	木造平屋建て
	建築高さ	9.5m
	熱源設備	電気式（ヒートポンプ使用）
	給水設備	受水槽＋加圧ポンプ方式
	給水計画	生活用水：上水道 温泉用水：温泉井戸より揚水
	温泉掘削深度	1,500m
	揚水量	6.5m ³ /h (71.5 m ³ /11h)
	施設排水	公共下水道に放流（浴槽排水、生活排水）
利用者の交通量	100 台/日	
工事 計画	工種	造成工事、建築工事 等
	主な建設作業機械	ラフタークレーン、コンクリートポンプ車、トラックミキサ 等
	資機材運搬車両台数	地域振興施設：大型車類 56 台/日（最大時） 小型車類 10 台/日（通勤車両等）

2) 地域振興施設に係る環境影響要因の抽出

地域振興施設に係る環境影響要因の抽出結果を表 5-2-9 に示す。

表 5-2-9 環境影響要因の抽出（地域振興施設）

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> 掘削、盛土、整地、法面整形等による現況地形の形状及び土地利用の変化 造成等の工事の実施による粉じんの発生 造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生 対象事業実施区域に存在する構造物の除去や樹木の伐採等による建設副産物の一時的発生
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生 建設機械の稼働に伴う騒音の発生 建設機械の稼働に伴う振動の発生 建設機械の稼働(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 工事に必要な資機材を運搬するための車両の走行に伴う排出ガスの発生 資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生 資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生 資機材運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生
存在・供用時	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の変化 新たな工作物（地域振興施設建屋）の出現
	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 温泉水としての地下水の揚水
	地域振興施設の利用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興施設の利用車両（以下、施設利用車両と称する）の走行に伴う排出ガスの発生 施設利用車両の走行に伴う騒音の発生 施設利用車両の走行に伴う振動の発生

5.2.4 複合影響に係る環境影響要因の抽出

ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設のそれぞれの環境影響評価要因について、共通するものを複合影響の要因として表 5-2-10 に示すとおり整理した。

表 5-2-10 環境影響要因の抽出（複合影響の要因）

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成等の工事の実施による粉じんの発生 ・ 造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生 ・ 建設機械の稼働に伴う騒音の発生 ・ 建設機械の稼働に伴う振動の発生
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材運搬車両の走行に伴う排出ガスの発生 ・ 資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生 ・ 資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生
存在・供用時	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設（機械等）、埋立機械の稼働に伴う騒音の発生 ・ 施設（機械等）、埋立機械の稼働に伴う振動の発生
	供用時の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用時の廃棄物運搬車両及び施設利用車両（以下、供用時の車両と称する）の走行に伴う排出ガスの発生 ・ 供用時の車両の走行に伴う騒音の発生 ・ 供用時の車両の走行に伴う振動の発生
工事時と存在・供用時の複合	建設機械の稼働と施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事時の建設機械の稼働と存在・供用時の施設（機械等）、埋立機械の稼働に伴う騒音の複合的な発生 ・ 工事時の建設機械の稼働と存在・供用時の施設（機械等）、埋立機械の稼働に伴う振動の複合的な発生
	資機材運搬車両の走行と供用時の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事時の資機材運搬車両と存在・供用時の車両の走行に伴う排出ガスの複合的な発生 ・ 工事時の資機材運搬車両と存在・供用時の車両の走行に伴う騒音の複合的な発生 ・ 工事時の資機材運搬車両と存在・供用時の車両の走行に伴う振動の複合的な発生

5.3 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目(以下、「環境影響評価項目」という。)については、前項で抽出した環境影響要因、対象事業の事業特性及び当該地域の地域特性を照らし合わせ、環境影響要因と環境影響評価項目の関連について、影響の有無を検討し、環境影響評価項目を選定した。

なお、選定にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査とも対応するため、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部、平成18年9月)も踏まえて、環境影響調査項目を選定した。

表5-3-1にごみ処理施設に関する環境影響評価項目、表5-3-2にその選定・非選定理由、表5-3-3に最終処分場に関する環境影響評価項目、表5-3-4にその選定・非選定理由、表5-3-5に地域振興施設に関する環境影響評価項目、表5-3-6にその選定・非選定理由を示す。

また、表5-3-7には複合影響が生じる可能性のある環境影響評価項目、表5-3-8にその選定理由を示す。

表 5-3-1 環境影響評価項目の選定（ごみ処理施設）

環境影響評価項目の区分		環境影響要因の区分			工 事 時			存在・供用時		
		工	事	時	存在	・	供用時	施	設	の
		る	造	建	資	施	施	走	廢	棄
		一	成	設	機	設	設	行	物	運
		時	等	機	材	の	の	廢	搬	車
		的	の	械	の	運	搬	車	両	の
		影	施	の	搬	車	の	の	の	の
		響	工	稼	車	の	の	の	の	の
			に	働	の	の	の	の	の	の
			よ	き	よ	よ	よ	よ	よ	よ
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大 気 汚 染	二酸化硫黄(SO ₂)					◎			
		二酸化窒素(NO _x)		○	○		◎	○		
		浮遊粒子状物質(SPM)		○	○		◎	○		
		塩化水素(HCl)					◎			
		ダイオキシン類					◎			
		粉じん	○							
		その他必要な項目()								
	悪 臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)					○	×		
	騒 音	騒音レベル		○	○		○	○		
	空気振動(低周波音)							▽		
	振 動	振動レベル		○	○		○	○		
	水質汚濁	水 質	生物化学的酸素要求量(BOD)				×	×		
			化学的酸素要求量(COD)							
			浮遊物質(SS)	○			×	×		
			全りん(T-P)							
			全窒素(T-N)							
			ダイオキシン類					×		
			その他必要な項目(環境基準健康項目)				×	×		
		その他必要な項目(水道水質基準項目)								
		地 下 水 の 水 質	BOD 又は COD							
			SS							
	その他必要な項目(環境基準項目、ダイキシン類)									
	水 底 の 底 質	COD				×	×			
粒度組成		△			×	×				
その他必要な項目(有害物質)		×				×				
水 象	表 流 水					○				
	地下水水位(地下水の流れ)					×	×			
地 盤 沈 下						×	×			
土 壌 汚 染	ダイオキシン類						△			
地 形 ・ 地 質	学術上等から注目される地形・地質	×								
日 照 阻 害						○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植 物 ・ 動 物	陸 上 植 物	○			○				
		陸 上 動 物	○	△	△	○	△	△		
		水 生 生 物	○			△	×			
生 態 系	地域を特徴づける生態系	○			○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景 観 ・ 風 景					○				
	人と自然との触れ合いの活動の場		×	×	×	○	×	×		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廢棄物・発土		○				○			
	大気汚染物質・水質汚濁物質			▽	▽		○	▽		
	温室効果ガス等			▽	▽		○	▽		

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ×：環境影響評価を行わない項目
- ◎：複数案について環境影響評価を詳細に行う項目
- ：複数案について環境影響評価を標準的に行う項目
- ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目
- ：現況把握のため調査のみを行う項目

表 5-3-2 環境影響評価項目の選定・非選定理由(ごみ処理施設)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	粉じん	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、粉じんの大きな発生源はない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の造成（建設機械による掘削、整地等）・樹木の伐採等に伴い、粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化窒素(NO ₂),浮遊粒子状物質(SPM)		建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、バックホウ、ブルドーザ等の建設機械の稼働に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化硫黄(SO ₂),二酸化窒素(NO ₂),浮遊粒子状物質(SPM),塩化水素(HCl),ダイオキシン類	存在・供用時	施設の稼働	◎	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き大気汚染物質の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の稼働においては、煙突排ガスを排出する。また、対象事業実施区域及びその周辺は、広域的な地形の状況を見ると、周辺が山地に囲まれた甲府盆地に位置し、接地逆転層が発生しやすい地域特性となっている。さらに、局地的な地形の状況を見ると、南東側に滝戸山があり対象事業実施区域は山斜面に面した地形の起伏が比較的存在する立地条件となっており、煙突排ガスは地形の影響を受ける可能性も懸念される。 ごみ処理施設の計画については、煙突位置、煙突高さ及び処理方式について複数案があり、複数案の違いによる環境影響の違いが想定される。 したがって、ごみ処理施設の稼働による影響については複数案について環境影響評価を詳細に行う項目として選定する。
二酸化窒素(NO ₂),浮遊粒子状物質(SPM)	廃棄物運搬車両の走行		○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 ごみ処理施設の稼働において、廃棄物運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出し、また車両の運行経路沿道には住居等が存在することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数(臭気濃度)、または臭気強度	存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、悪臭の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の稼働においては、煙突から排出する悪臭、施設から漏洩する悪臭が発生するおそれがある。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	×	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路沿道も含め悪臭の大きな発生源はない。 廃棄物運搬車両から漏洩する悪臭については、道路沿道環境に対し車両は通過するのみである。また、大気汚染物質においては広域的に存在している物質濃度に車両からの影響が付加されるのに対し、悪臭については広域的に存在している悪臭物質はなく、車両からの影響は悪臭源としての影響が小さいと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
騒音	騒音レベル (Leq、Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の工場、事業場等の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、掘削工、杭工等における建設機械の稼働に伴い建設作業騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、大型車類の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の工場、事業場等の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の稼働においては、ごみ処理施設の施設騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 ごみ処理施設の稼働においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
空気振動 (低周波音)		存在・供用時	施設の稼働	▽	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、空気振動（低周波音）の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の稼働においては、送風機、空気圧縮機及びポンプ類から低周波音が発生する可能性が考えられるが、機器類からの低周波音の発生要因は、多くの場合、機械、構造物が正常な状態ではなく、共振等特異な稼働状態、若しくは機械の構造上・使用方法上の問題から発生する機会が多いと言われている。 したがって、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
振動	振動レベル (Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き振動の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、掘削工、杭工等における建設機械の稼働に伴い建設作業振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、大型車類の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き振動の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の稼働においては、ごみ処理施設の施設振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 ごみ処理施設の稼働においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目			時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水質汚濁	水質	浮遊物質 (SS)	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		生物化学的酸素要求量 (BOD), 浮遊物質 (SS), 環境基準健康項目 (重金属, 低沸点有機塩素化合物など)	存在・供用時	施設の存在	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域に変化に伴う流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化する可能性はないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
		生物化学的酸素要求量 (BOD), 浮遊物質 (SS), ダイキソ類, 環境基準健康項目 (重金属, 低沸点有機塩素化合物など)	存在・供用時	施設の稼働	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 ごみ処理施設の稼働に伴うプラント排水、生活排水、地域振興施設からの排水については、全て場内で再利用を行うか、若しくは下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。
水底の底質		粒度組成	工事時	造成等の施工による一時的な影響	△	ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		有害物質			×	ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生するが、対象事業実施区域の土地利用は、大部分が樹林地及び農耕地であり、工場や事業場などの土壤汚染の可能性がある地歴がないこと、鉱山跡といった自然起因による重金属の偏在がないことから、土壤汚染物質の流出は考えられない。 したがって、環境影響評価項目として選定しない。
		化学的酸素要求量 (COD), 粒度組成	存在・供用時	施設の存在	×	施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域の変化に伴う流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化する可能性はないと考えられ、底質への影響もないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
化学的酸素要求量 (COD), 粒度組成, 有害物質	施設の稼働	×			ごみ処理施設の稼働に伴うプラント排水、生活排水、地域振興施設からの排水については、全て場内で再利用を行うか、若しくは下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、底質への影響はないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。	
水象		表流水	存在・供用時	施設の存在	○	土地利用の変化に伴い表面流出率が変化し、また対象事業実施区域の下流域には、農耕地があり農業用利水が行われているため、下流域の水象へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水象	地下水位(地下水の流れ)	存在・供用時	施設の存在	×	対象事業実施区域は南北に尾根が分布し、西側に開いた谷の形状を示しており、地下水位面は地形に沿って、尾根部で地下水位が高いものの低地部は間門川、蟹沢川の高さに地下水位があるものと考えられる。そのため、ごみ処理施設の造成・掘削工事は尾根部が主体であり、低地部の地下水位面付近の改変はほとんどないことから、低地部における地下水位の変化は小さいものと想定される。 したがって、ごみ処理施設の存在による地下水位への影響は小さいと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。
			施設の稼働	×	【プラント用水の地下水利用から上水への変更】 ごみ処理施設の稼働に伴うプラント用水等は、上水を利用する計画であり、地下水を利用することはなく、地下水位は低下しないことから、環境影響評価項目として選定しない。 なお、この項目は方法書段階においては、プラント用水に地下水利用可能性があったため、予測評価項目「○」としていたが、地下水利用を行わなくなったため、予測表顔項目とししないこと変更した項目である。
地盤沈下		存在・供用時	施設の存在	×	「水象」の施設の存在で記載したように、施設の存在による地下水位の低下はほとんどなく、造成に伴う地盤沈下発生の可能性も小さいものと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。
			施設の稼働	×	【プラント用水の地下水利用から上水への変更】 「水象」の施設の稼働で記載したように、プラント用水等は、上水を利用する計画であり、地下水を利用することはなく、地盤沈下することはないことから、環境影響評価項目として選定しない。 なお、この項目は方法書段階においては、プラント用水に地下水利用可能性があったため、予測評価項目「○」としていたが、地下水利用を行わなくなったため、予測表顔項目とししないこと変更した項目である。
土壌汚染	ダイオキシン類	存在・供用時	施設の稼働	△	ごみ処理施設の稼働においては、煙突排ガスを排出し、排ガスは処理を行うものの排ガス中には基準値以下のダイオキシン類が含まれると考えられる。 煙突排ガス中に含まれるダイオキシン類については、排ガス処理を行い、法律の規制基準を遵守することから、土壌へ著しい影響は及ぼさないものと想定されるが、ダイオキシン類の土壌への蓄積による影響が懸念される。 以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
地形・地質		工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	既存資料により学術上等から注目される地形・地質の分布状況を把握した結果、対象事業実施区域周辺では、北西側約2kmの位置に曾根丘陵の新期断層変位地形、北東側約2～14kmの位置に一宮町周辺の扇状地群があるが、対象事業実施区域には学術上等から注目される地形・地質は分布していない。 したがって、ごみ処理施設の造成工事等の実施による地形・地質への影響はないと考えられるため環境影響評価項目として選定しない。
日照障害		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域の北側は、農耕地として利用されており、ごみ処理施設の建築物の出現により日照障害の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 ごみ処理施設の計画については、煙突位置、煙突高さについて複数案があり、複数案の違いによる環境影響の違いが想定される。 したがって、ごみ処理施設の稼働による影響については、複数案について環境影響評価を標準的に行う項目とする。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	陸上植物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、生育地の消失等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、日照条件の変化、土壌の乾燥化等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	陸上動物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息地の消失、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	△	ごみ処理施設の建設工事時においては、工事時の建設機械の稼働に伴い建設作業騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	△	ごみ処理施設の建設工事時において、資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			施設の稼働	△	ごみ処理施設の稼働においては、施設騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		存在・供用時	廃棄物運搬車両の走行	△	供用時の廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	水生生物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性がある。</p> <p>したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
		存在・供用時	施設の存在	△	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>対象事業実施区域より下流域の間門川、蟹沢川については、ごみ処理施設の存在によって水象へ影響を生じる可能性があるが、両河川とも護岸された小河川であり、人工的要素が含まれた環境である。</p> <p>対象事業実施区域周辺の水田も水が滞留する時期があるが季節的なものであり、生息する種は調査を実施する河川との出入りに依存するものと考えられ、河川における調査により保全すべき種の確認が可能と考えられる。</p> <p>対象事業実施区域南東側境界付近の湿地については、常に水が滞留しているような場所は確認されていないため水生生物の調査地点としては設定しないが、陸上植物、陸上動物の調査時に水の滞留状況等を確認することが可能であると考えられる。</p> <p>以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
		施設の稼働	×	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>ごみ処理施設の稼働に伴うプラント排水、生活排水、地域振興施設からの排水については、全て場内で再利用を行うか、若しくは下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。</p>	
生態系		工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。</p> <p>ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
		存在・供用時	施設の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。</p> <p>土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
景観・風景	存在・供用時	施設の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、田畑、果樹園等の農地、周辺に広がる樹林地が大きく占め、その合間に小さな集落、小河川があり、周辺に自然景観資源、名勝は存在していないが、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われていないことから里山的な風景を呈している。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物としてごみ処理施設が存在し、周辺地域の主要な眺望点からの眺望の状況が変化する可能性があることから環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>ごみ処理施設の計画については、煙突位置、煙突高さについて複数案があり、複数案の違いによる環境影響の違いが想定される。</p> <p>したがって、ごみ処理施設の稼働による影響については、複数案について環境影響評価を標準的に行う項目とする。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	<p>現在の対象事業実施区域内の利用は、主に農地、樹林地、住居であり、間門川、蟹沢川も人と触れあうような整備はされていないため、対象事業実施区域には人と自然との触れ合いの活動の場は存在していない。</p> <p>このため、事業の実施により、人と自然との触れ合いの活動の場を直接改変することはないと認められることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		建設機械の稼働	×	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約600mと離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道358号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km以上離れた位置にある。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>このため、建設機械の稼働により発生する騒音・振動等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する利用環境への影響は生じないと認められることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		資機材の運搬車両の走行	×	<p>資機材運搬車両の運行経路になると考えられる国道358号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤壘の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり資機材運搬車両によるアクセスの阻害はないと認められる。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと認められることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
	存在・供用時	施設の存在	○	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園が対象事業実施区域から約600mの位置にあり、また、対象事業実施区域から南側及び東側約1.5kmの位置に左右口の里、藤壘の滝があるが、左右口の里、藤壘の滝からは対象事業実施区域は見えない状況である。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物としてごみ処理施設が存在し、最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場である甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園からの景観の変化の可能性のあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
人と自然との触れ合いの活動の場	存在・供用時	施設の稼働	×	対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約600mと離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道358号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km以上離れた位置にある。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 このため、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
		廃棄物運搬車両の走行	×	廃棄物運搬車両の運行経路になると考えられる国道358号、県道篤宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤壘の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり廃棄物運搬車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
廃棄物・発生土	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設の建設工事時において、建設発生土(残土)、伐採樹木などの建設副産物が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働に伴い廃棄物(飛灰、残さ)が発生する。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
大気汚染物質・水質汚濁物質	工事時	建設機械の稼働	▽	ごみ処理施設の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事期間中の一時的な要因であることから、また全国的に排出ガス対策型建設機械の使用が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	▽	ごみ処理施設の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事期間中の一時的な要因であることから、また大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働に伴い煙突から大気汚染物質を排出する。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	▽	廃棄物運搬車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
温室効果ガス	工事時	建設機械の稼働	▽	ごみ処理施設の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であることから、またごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
温室効果ガス	工事時	資機材の運搬車両の走行	▽	ごみ処理施設の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、またごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働に伴い、温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	▽	廃棄物運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、ごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。

表 5-3-3 環境影響評価項目の選定（最終処分場）

環境影響要因の区分			環境影響評価項目の区分										
			工 事 時 的 な 影 響	存 在	・	供 用	時	時	時	時			
環境影響評価項目の区分			造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時	建 設 機 械 の 稼 働	資 機 材 の 運 搬 車 両 の 走 行	最 終 処 分 場 の 存 在	浸 出 水 処 理 設 備 か ら の 処 理 水 の 放 流	施 設（浸 出 水 処 理 設 備 等）の 稼 働	埋 立 作 業	臭 の 発 生	施 設（埋 立 地）か ら の 悪	廃 棄 物 運 搬 車 両 の 走 行	
			環境の自然環境の構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染	二酸化窒素 (NO ₂)		○	○					
浮遊粒子状物質 (SPM)		○			○							○	
	粉じん	○							○				
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)										○	×	
騒音	騒音レベル			○	○			○	○			○	
空気振動(低周波音)													
振動		振動レベル			○	○			○	○			○
水質汚濁	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)					×	■					
		化学的酸素要求量 (COD)											
		浮遊物質 (SS)		○			×	■					
		全りん (T-P)											
		全窒素 (T-N)											
		ダイオキシン類						■					
		その他必要な項目(環境基準健康項目)					×	■					
	その他必要な項目(水道水質基準項目)												
	地下水の水質	BOD 又は COD											
		SS											
水底の底質	その他必要な項目(環境基準項目、ダイオキシン類)							■					
	COD					×	■						
	粒度組成	△				×	■						
水象	表流水												
	地下水水位(地下水の流れ)												
地盤沈下													
土壌汚染	ダイオキシン類									△			
地形・地質	学術上等から注目される地形・地質	×											
日照障害													
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	陸上植物	○			○							
		陸上動物	○	△	△	○		△	△		△		
		水生生物	○			△	×						
生態系	地域を特徴づける生態系	○			○								
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景					○							
	人と自然との触れ合いの活動の場		×	×	×	○		×	×		×		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土		○					○					
	大気汚染物質・水質汚濁物質			▽	▽		○				▽		
	温室効果ガス等			▽	▽			○	○		▽		

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

×：環境影響評価を行わない項目

◎：複数案について環境影響評価を詳細に行う項目

○：複数案について環境影響評価を標準的に行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目

■：現況把握のため調査のみを行う項目

表 5-3-4 環境影響評価項目の選定・非選定理由(最終処分場)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	粉じん	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、粉じんの大きな発生源はない。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、土地の造成（建設機械による掘削、整地等）・樹木の伐採等に伴い、粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。</p>
	二酸化窒素(NO ₂), 浮遊粒子状物質(SPM)		建設機械の稼働	○	<p>対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大きな発生源はない。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、バックホウ、ブルドーザ等の建設機械の稼働に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。</p>
			資機材の運搬車両の走行	○	<p>対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400~3,200 台/日と比較的少ない。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
	粉じん	存在・供用時	埋立作業	○	<p>対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、粉じんの大きな発生源はない。</p> <p>最終処分場の稼働にあたっては、廃棄物の埋立に伴い粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。</p> <p>また、最終処分場が二段階整備される場合には、第 2 期工事の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。</p>
	二酸化窒素(NO ₂), 浮遊粒子状物質(SPM)		廃棄物運搬車両の走行	○	<p>対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。</p> <p>最終処分場の稼働において、廃棄物運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出し、また車両の運行経路沿道には住居等が存在することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>最終処分場が二段階整備される場合には、第 2 期工事に伴う資機材運搬車量の走行に伴う影響が重合される。</p>
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数(臭気濃度)	存在・供用時	施設(埋立地)からの悪臭の発生	○	<p>対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、悪臭の大きな発生源はない。</p> <p>最終処分場の稼働においては、廃棄物の埋立に伴い悪臭が発生するおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
			廃棄物運搬車両の走行	×	<p>対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路沿道も含め悪臭の大きな発生源はない。</p> <p>廃棄物運搬車両から漏洩する悪臭については、道路沿道環境に対し車両は通過するのみである。また、大気汚染物質においては広域的に存在している物質濃度に車両からの影響が付加されるのに対し、悪臭については広域的に存在している悪臭物質はなく、車両からの影響は悪臭源としての影響が小さいと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
騒音	騒音レベル (Leq, Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の工場、事業場等の大きな発生源はない。 最終処分場の建設工事時においては、掘削工等における建設機械の稼働に伴い建設作業騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 最終処分場の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設（浸出水処理設備等）の稼働、埋立作業	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の工場、事業場等の大きな発生源はない。 最終処分場の稼働においては、浸出水処理施設の施設騒音、埋立機械の作業騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。 また、最終処分場が二段階整備される場合には、第 2 期工事の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 最終処分場の稼働においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 なお、最終処分場が二段階整備される場合には、第 2 期工事に伴う資機材運搬車量の走行に伴う影響が重合される。
振動	振動レベル (Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の工場、事業場等の大きな発生源はない。 最終処分場の建設工事時においては、掘削工等における建設機械の稼働に伴い建設作業振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 最終処分場の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設（浸出水処理設備等）の稼働、埋立作業	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き振動の大きな発生源はない。 最終処分場の稼働においては、浸出水処理施設の施設振動、埋立機械の作業振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。 また、最終処分場が二段階整備される場合には、第 2 期工事の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
振動	振動レベル (Lx)	存在・供用時	廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 最終処分場の稼働においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工事に伴う資機材運搬車量の走行に伴う影響が重畳される。
水質汚濁	水質 浮遊物質 (SS)	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 最終処分場の建設工事時においては、蟹沢川の付け替え工事期間及び土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)の発生が考えられ、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	生物化学的酸素要求量 (BOD), 浮遊物質 (SS), 環境基準健康項目 (重金属, 低沸点有機塩素化合物など)	存在・供用時	最終処分場の存在	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域に変化に伴う流量が変化すること、また、蟹沢川の付け替えにより流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化する可能性はないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
	生物化学的酸素要求量 (BOD), 浮遊物質 (SS), ダイオキシン類, 環境基準健康項目 (重金属, 低沸点有機塩素化合物など)		浸出水処理設備からの処理水の放流	■	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 最終処分場の稼働に伴い、浸出水処理施設から発生する浸出水処理水については、下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、公共用水域への影響はないが、最終処分場の設置という事業特性から、当該地域の公共用水域の水質を把握することは重要であるため、調査のみ行う項目として選定する。
	地下水の水質	存在・供用時	浸出水処理設備からの処理水の放流	■	埋立地から浸出水が発生するが、本事業では遮水工を設置し、浸出水の漏洩を防止する。このため、地下水水質への影響はないが、最終処分場の設置という事業特性から、当該地域の地下水の水質、水位を把握することは重要であるため、調査のみ行う項目として選定する。
水底の底質	粒度組成	工事時	造成等の施工による一時的な影響	△	最終処分場の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
	有害物質			×	最終処分場の建設工事時においては、蟹沢川の付け替え工事期間及び土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生するが、対象事業実施区域の土地利用は、大部分が樹林地及び農耕地であり、工場や事業場などの土壌汚染の可能性のある地歴がないこと、鉱山跡といった自然起因による重金属の偏在がないことから、土壌汚染物質の流出は考えられない。 したがって、環境影響評価項目として選定しない。
	化学的酸素要求量 (COD), 粒度組成	存在・供用時	最終処分場の存在	×	施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域の変化に伴う流量が変化すること、また、蟹沢川の付け替えにより流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化する可能性はないと考えられ、底質への影響もないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。

環境影響評価項目			時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水質汚濁	水底の底質	化学的酸素要求量(COD), 粒度組成, 有害物質	存在・供用時	浸出水処理設備からの処理水の放流	■	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 最終処分場の稼働に伴い、浸出水処理施設から発生する浸出水処理水については、下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、公共用水域の底質への影響もないが、最終処分場の設置という事業特性から、当該地域の公共用水域の底質を把握することは重要であるため、調査のみ行う項目として選定する。
水象	表流水		存在・供用時	最終処分場の存在	○	土地利用の変化や蟹沢川の付け替えに伴い表面流出率が変化し、また対象事業実施区域の下流域には、農耕地があり農業用利水が行われているため、下流域の水象へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	地下水位(地下水の流れ)		存在・供用時	最終処分場の存在	○	対象事業実施区域は南北に尾根が分布し、西側に開いた谷の形状を示しており、地下水位面は地形に沿って、尾根部で地下水位が高く、低地部は間門川、蟹沢川の高さに地下水位があるものと考えられる。 最終処分場の造成・掘削工事は尾根部が主体となるが、低地部の掘削も想定される。このため掘削による局所的な地形変化が、対象事業実施区域周辺の地下水位や地下水の流れを変化させる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
地盤沈下			存在・供用時	最終処分場の存在	○	最終処分場が計画されている谷部には谷に分布する沖積層や田畑を構成する耕作土など未固結で軟弱な地層が分布する。最終処分場堰堤や廃棄物の加重により、圧密沈下が発生し、構造物に影響を与える可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
土壌汚染	ダイオキシン類		存在・供用時	埋立作業	△	最終処分場の稼働において、埋立対象廃棄物には、基準値以下のダイオキシン類が含まれる可能性があり、廃棄物の埋立に伴い、粉じんの飛散によってダイオキシン類の周辺土壌への影響が懸念される。 しかしながら、廃棄物の埋立にあたっては即日覆土を実施し廃棄物の飛散防止を行うことから、土壌へ著しい影響は及ぼさないものと想定される。 以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
地形・地質			工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	既存資料により学術上等から注目される地形・地質の分布状況を把握した結果、対象事業実施区域周辺では、北西側約2kmの位置に曾根丘陵の新期断層変位地形、北東側約2~14kmの位置に一宮町周辺の扇状地群があるが、対象事業実施区域には学術上等から注目される地形・地質は分布していない。 したがって、最終処分場の造成工事等の実施による地形・地質への影響はないと考えられるため環境影響評価項目として選定しない。
植物・動物	陸上植物		工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 最終処分場の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、生育地の消失等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	陸上植物	存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。</p> <p>土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、土壌の乾燥化等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>なお、埋立規模の複数案により埋立処分を行う範囲が異なることとなり、陸上植物に及ぼす影響の違いが考えられるが、環境影響が最も大きくなるのは埋立規模が最大の場合であることから、複数案は考慮せず、埋立規模最大の場合について環境影響評価を行うこととする。</p>
	陸上動物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息地の消失、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
			建設機械の稼働	△	<p>最終処分場の建設工事時においては、工事時の建設機械の稼働に伴い建設作業騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
			資機材の運搬車両の走行	△	<p>最終処分場の建設工事時において、資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
	陸上動物	存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。</p> <p>土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>なお、埋立規模の複数案により埋立処分を行う範囲が異なることとなり、陸上動物に及ぼす影響の違いが考えられるが、環境影響が最も大きくなるのは埋立規模が最大の場合であることから、複数案は考慮せず、埋立規模最大の場合について環境影響評価を行うこととする。</p>
			施設（浸出水処理設備等）の稼働、埋立作業	△	<p>最終処分場の稼働の稼働においては、施設騒音・振動、埋立作業騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
		存在・供用時	廃棄物運搬車両の走行	△	<p>供用時の廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	水生生物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流すること、蟹沢川の付け替えが行われることから、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性がある。</p> <p>したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
		存在・供用時	最終処分場の存在	△	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>対象事業実施区域より下流域の間門川、蟹沢川については、最終処分場の存在によって水象へ影響を生じる可能性があるが、両河川とも護岸された小河川であり、人工的要素が含まれた環境である。</p> <p>対象事業実施区域周辺の水田も水が滞留する時期があるが季節的なものであり、生息する種は調査を実施する河川との出入りに依存するものと考えられ、河川における調査により保全すべき種の確認が可能と考えられる。</p> <p>対象事業実施区域南東側境界付近の湿地については、常に水が滞留しているような場所は確認されていないため水生生物の調査地点としては設定しないが、陸上植物、陸上動物の調査時に水の滞留状況等を確認することが可能であると考えられる。</p> <p>以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
			浸出水処理設備からの処理水の放流	×	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>最終処分場の稼働に伴い、浸出水処理施設から発生する浸出水処理水については、下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。</p>
生態系		工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
		存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。</p> <p>土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>なお、埋立規模の複数案により埋立処分を行う範囲が異なることとなり、生態系に及ぼす影響の違いが考えられるが、環境影響が最も大きくなるのは埋立規模が最大の場合であることから、複数案は考慮せず、埋立規模最大の場合について環境影響評価を行うこととする。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
景観・風景	存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、田畑、果樹園等の農地、周辺に広がる樹林地が大きく占め、その合間に小さな集落、小河川があり、周辺に自然景観資源、名勝は存在していないが、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われていないことから里山的な風景を呈している。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物として最終処分場が存在し、周辺地域の主要な眺望点からの眺望の状況が変化する可能性があることから環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	<p>現在の対象事業実施区域内の利用は、主に農地、樹林地、住居であり、間門川、蟹沢川も人と触れあうような整備はされていないため、対象事業実施区域には人と自然との触れ合いの活動の場は存在していない。</p> <p>このため、事業の実施により、人と自然との触れ合いの活動の場を直接改変することはないと、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		建設機械の稼働	×	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約600mと離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道358号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km以上離れた位置にある。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>このため、建設機械の稼働により発生する騒音・振動等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する利用環境への影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		資機材の運搬車両の走行	×	<p>資機材運搬車両の運行経路になると考えられる国道358号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤袋の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり資機材運搬車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
	存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園が対象事業実施区域から約600mの位置にあり、また、対象事業実施区域から南側及び東側約1.5kmの位置に左右口の里、藤袋の滝があるが、左右口の里、藤袋の滝からは対象事業実施区域は見えない状況である。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物として最終処分場が存在し、最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場である甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園からの景観の変化の可能性のあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
人と自然との触れ合いの活動の場	存在・供用時	施設（浸出水処理設備等）の稼働、埋立作業	×	対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約 600m と離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道 358 号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km 以上離れた位置にある。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 このため、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
		廃棄物運搬車両の走行	×	廃棄物運搬車両の運行経路になると考えられる国道 358 号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤壘の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり廃棄物運搬車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
廃棄物・発生土	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	最終処分場の建設工事時において、建設発生土(残土)、伐採樹木などの建設副産物が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	存在・供用時	施設（浸出水処理設備等）の稼働	○	最終処分場の稼働に伴い浸出水処理施設から廃棄物(汚泥)が発生する。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
大気汚染物質・水質汚濁物質	工事時	建設機械の稼働	▽	最終処分場の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また全国的に排出ガス対策型建設機械の使用が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	▽	最終処分場の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
大気汚染物質・水質汚濁物質	存在・供用時	浸出水処理設備からの処理水の放流	○	最終処分場の稼働に伴い埋立地から浸出水(水質汚濁物質)が発生する。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	▽	廃棄物運搬車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
温室効果ガス等	工事時	建設機械の稼働	▽	最終処分場の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	▽	最終処分場の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
	存在・供用時	施設（浸出水処理設備等）の稼働、埋立作業	○	最終処分場の稼働（浸出水処理施設の稼働、埋立機械の稼働、廃棄物の埋立）に伴い、温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	▽	廃棄物運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。

表 5-3-5 環境影響評価項目の選定（地域振興施設）

環境影響要因の区分			工 事 時					存 在 ・ 供 用 時		
			的 な 影 響	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時	建 設 機 械 の 稼 働	資 機 材 の 運 搬 車 両 の 走 行	地 域 振 興 施 設 の 存 在	地 域 振 興 施 設 か ら の 排 水 の 放 流	施 設 の 稼 働	施 設 利 用 車 両 の 走 行
環境影響評価項目の区分										
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染		二酸化窒素 (NO _x)		○	○				○
			浮遊粒子状物質 (SPM)		○	○				○
			粉じん	○						
	悪臭		特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)							
	騒音		騒音レベル			○	○			○
	空気振動 (低周波音)									
	振動		振動レベル			○	○			○
	水質汚濁	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)						×	
			化学的酸素要求量 (COD)							
			浮遊物質 (SS)	○					×	
			全りん (T-P)							
			全窒素 (T-N)							
			ダイオキシン類							
			その他必要な項目 (環境基準健康項目)						×	
			その他必要な項目 (水道水質基準項目)							
		地下水の水質	BOD 又は COD							
			SS							
	その他必要な項目 (環境基準項目、ダイオキシン類)									
	水底の底質	COD						×	×	
		粒度組成	△					×	×	
その他必要な項目 (有害物質)										
水象	表流水						○			
	地下水位 (地下水の流れ)						○			
地盤沈下								△		
土壌汚染		ダイオキシン類								
地形・地質		学術上等から注目される地形・地質	×							
日照阻害										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	陸上植物	○				○			
		陸上動物	○	△	△		○	△		
		水生生物	○				△	×		
	生態系		地域を特徴づける生態系	○				○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景						○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		×	×	×		○	×		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土		○					×		
	大気汚染物質・水質汚濁物質				▽	▽		×		
	温室効果ガス等				▽	▽		×		

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目

×：環境影響評価を行わない項目

◎：複数案について環境影響評価を詳細に行う項目

○：複数案について環境影響評価を標準的に行う項目

表 5-3-6 環境影響評価項目の選定・非選定理由(地域振興施設)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	粉じん	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、粉じんの大きな発生源はない。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の造成（建設機械による掘削、整地等）・樹木の伐採等に伴い、粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化窒素(NO ₂), 浮遊粒子状物質(SPM)		建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大きな発生源はない。 地域振興施設の建設工事時においては、バックホウ、ブルドーザ等の建設機械の稼働に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 地域振興施設の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化窒素(NO ₂), 浮遊粒子状物質(SPM)	存在・供用時	施設利用車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される施設利用車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 地域振興施設の稼働において、施設利用車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出し、また車両の運行経路沿道には住居等が存在することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
騒音	騒音レベル (Leq, Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の工場、事業場等の大きな発生源はない。 地域振興施設の建設工事時においては、掘削工等における建設機械の稼働に伴い建設作業騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 地域振興施設の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設利用車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される施設利用車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 地域振興施設の稼働においては、施設利用車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
振動	振動レベル (Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き振動の大きな発生源はない。 地域振興施設の建設工事時においては、掘削工等における建設機械の稼働に伴い建設作業振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 地域振興施設の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由	
振動	振動レベル (Lx)	存在・供用時	施設利用車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される施設利用車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 地域振興施設の稼働においては、施設利用車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
水質汚濁	水質	浮遊物質 (SS)	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)の発生が考えられ、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		生物化学的酸素要求量 (BOD), 浮遊物質 (SS), 環境基準健康項目 (重金属, 低沸点有機塩素化合物など)	存在・供用時	地域振興施設の存在	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域に変化に伴う流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化しないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
		生物化学的酸素要求量 (BOD), 浮遊物質 (SS), ダイオキシン類, 環境基準健康項目 (重金属, 低沸点有機塩素化合物など)		地域振興施設からの排水の放流	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 地域振興施設の稼働に伴う生活排水、温泉排水は下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、環境影響評価項目として選定しない。
	水底の底質	粒度組成	工事時	造成等の施工による一時的な影響	△	地域振興施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
	有害物質			×	地域振興施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生するが、対象事業実施区域の土地利用は、大部分が樹林地及び農耕地であり、工場や事業場などの土壤汚染の可能性のある地歴がないこと、鉱山跡といった自然起因による重金属の偏在がないことから、土壤汚染物質の流出は考えられない。 したがって、環境影響評価項目として選定しない。	
	化学的酸素要求量 (COD), 粒度組成	存在・供用時	地域振興施設の存在	×	施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域の変化に伴う流量が変化すること、また、蟹沢川の付け替えにより流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化しないと考えられ、底質への影響もないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。	
	化学的酸素要求量 (COD), 粒度組成, 有害物質		地域振興施設の稼働	×	地域振興施設の稼働に伴う生活排水、温泉排水については下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、底質への影響はないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。	

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水象	表流水	存在・供用時	地域振興施設の存在	○	土地利用の変化に伴い表面流出率が変化し、また対象事業実施区域の下流域には、農耕地があり農業用利水が行われているため、下流域の水象へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	地下水位(地下水の流れ)	存在・供用時	地域振興施設の存在	○	対象事業実施区域は南北に尾根が分布し、西側に開いた谷の形状を示しており、地下水位面は地形に沿って、尾根部で地下水位が高く、低地部は間門川、蟹沢川の高さに地下水位があるものと考えられる。 地域振興施設の造成・掘削工事は台地部が主体となるが、低地部の掘削も想定される。このため掘削による局所的な地形変化が、対象事業実施区域周辺の地下水位や地下水の流れを変化させる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
地盤沈下		存在・供用時	地域振興施設の稼働	△	地域振興施設の設置に伴い地下水を利用する計画であり、その採水量は日量 71.5m ³ (6.5m ³ /hr)、掘削深度は 1500m を計画している。ただし、対象事業実施区域周辺の地下水については、「施設の存在」で記載したように低地部の地下水位面付近の改変はほとんどなく、さらに、掘削する深度 1500m の地下水と表層水との関連性はなく、地盤沈下を誘引する要素はほとんど認められないことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
地形・地質		工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	既存資料により学術上等から注目される地形・地質の分布状況を把握した結果、対象事業実施区域周辺では、北西側約 2km の位置に曾根丘陵の新时期断層変位地形、北東側約 2～14km の位置に一宮町周辺の扇状地群があるが、対象事業実施区域には学術上等から注目される地形・地質は分布していない。 したがって、地域振興施設の造成工事等の実施による地形・地質への影響はないと考えられるため環境影響評価項目として選定しない。
植物・動物	陸上植物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、生育地の消失等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	地域振興施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、土壌の乾燥化等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	陸上動物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息地の消失、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	△	地域振興施設の建設工事時においては、工事時の建設機械の稼働に伴い建設作業騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	△	地域振興施設の建設工事時において、資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		存在・供用時	地域振興施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			施設利用車両の走行	△	供用時の施設利用車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
水生生物		工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性がある。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	地域振興施設の存在	△	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 対象事業実施区域より下流域の間門川、蟹沢川については、最終処分場の存在によって水象へ影響を生じる可能性があるが、両河川とも護岸された小河川であり、人工的要素が含まれた環境である。 対象事業実施区域周辺の水田も水が滞留する時期があるが季節的なものであり、生息する種は調査を実施する河川との出入りに依存するものと考えられ、河川における調査により保全すべき種の確認が可能と考えられる。 対象事業実施区域南東側境界付近の湿地については、常に水が滞留しているような場所は確認されていないため水生生物の調査地点としては設定しないが、陸上植物、陸上動物の調査時に水の滞留状況等を確認することが可能であるとされる。 以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	水生生物	存在・供用時	地域振興施設からの排水の放流	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 地域振興施設の稼働に伴い、施設から発生する生活排水、温泉排水については、下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。
生態系		工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	地域振興施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
景観・風景		存在・供用時	地域振興施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、田畑、果樹園等の農地、周辺に広がる樹林地が大きく占め、その合間に小さな集落、小河川があり、周辺に自然景観資源、名勝は存在していないが、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われていないことから里山的な風景を呈している。 存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物として地域振興施設が存在し、周辺地域の主要な眺望点からの眺望の状況が変化する可能性があることから環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場		工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	現在の対象事業実施区域内の利用は、主に農地、樹林地、住居であり、間門川、蟹沢川も人と触れあうような整備はされていないため、対象事業実施区域には人と自然との触れ合いの活動の場は存在していない。 このため、事業の実施により、人と自然との触れ合いの活動の場を直接改変することはなく、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
			建設機械の稼働	×	対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約600mと離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道358号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km以上離れた位置にある。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 このため、建設機械の稼働により発生する騒音・振動等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する利用環境への影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
人と自然との触れ合いの活動の場	工事時	資機材の運搬車両の走行	×	資機材運搬車両の運行経路になると考えられる国道 358 号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤壘の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり資機材運搬車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
	存在・供用時	地域振興施設の存在	○	対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園が対象事業実施区域から約 600m の位置にあり、また、対象事業実施区域から南側及び東側約 1.5km の位置に左右口の里、藤壘の滝があるが、左右口の里、藤壘の滝からは対象事業実施区域は見えない状況である。 存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物として地域振興施設が存在し、最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場である甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園からの景観の変化の可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		地域振興施設の稼働	×	対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約 600m と離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道 358 号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km 以上離れた位置にある。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 このため、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
		施設利用車両の走行	×	施設利用車両の運行経路になると考えられる国道 358 号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤壘の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり施設利用車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
廃棄物・発生土	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	地域振興施設の建設工事時において、建設発生土(残土)、伐採樹木などの建設副産物が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	存在・供用時	地域振興施設の稼働	×	地域振興施設の稼働に伴う廃棄物は一般的なごみであり、適正に処理・処分されることから、環境影響評価項目として選定しない。

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染物質・水質汚濁物質	工事時	建設機械の稼働	▽	地域振興施設の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また全国的に排出ガス対策型建設機械の使用が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	▽	地域振興施設の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
	存在・供用時	地域振興施設からの排水の放流	×	地域振興施設の稼働に伴う排水は一般的な生活排水及び温泉排水であり、公共下水道に放流することから環境影響評価項目として選定しない。
		施設利用車両の走行	▽	施設利用車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
温室効果ガス等	工事時	建設機械の稼働	▽	地域振興施設の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	▽	地域振興施設の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また、地域振興施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
	存在・供用時	地域振興施設の施設の稼働	×	地域振興施設の稼働に伴い、温室効果ガスが発生するがごみ焼却施設及び最終処分場の発生量に比べ非常に少ないことが想定されるため、環境影響評価項目として選定しない。
		施設利用車両の走行	▽	施設利用車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。

表 5-3-7 環境影響評価項目の選定（複合影響が生じる可能性のある項目）

環境影響評価項目の区分			環境影響要因の区分			工 事 時			存在・供用時		
			一時的な影響	建設機械の稼働	資機材の運搬車両の走行	施設の存在	施設の稼働	走行	廃棄物運搬車両の		
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大 気 汚 染	二酸化硫黄 (SO ₂)							×		
		二酸化窒素 (NO _x)		○	○		◎	○			
		浮遊粒子状物質 (SPM)		○	○		◎	○			
		塩化水素 (HCl)							×		
		ダイオキシン類							×		
		粉じん	○								
		その他必要な項目 ()									
	悪 臭	臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)						○		
	騒 音	音	騒音レベル		○	○		○	○		
	空気振動(低周波音)								×		
	振 動			振動レベル		○	○		○	○	
	水 質 汚 濁	水 質	生物化学的酸素要求量(BOD)							×	
			化学的酸素要求量(COD)							×	
			浮遊物質(SS)	○						×	
			全りん (T-P)								
			全窒素 (T-N)								
			ダイオキシン類							×	
			その他必要な項目(環境基準健康項目)							×	
			その他必要な項目(水道水質基準項目)								
		地 下 水 の 水 質	BOD 又は COD								
			SS								
	水 底 の 底 質	その他必要な項目(環境基準項目、ダイオキシン類)							×		
		COD							×		
		粒度組成	△						×		
	その他必要な項目(有害物質)							×			
水 象	表 流 水							○	×		
	地下水位 (地下水の流れ)								×		
地 盤 沈 下								×	×		
土 壤 汚 染		ダイオキシン類							×		
地 形 ・ 地 質		学術上等から注目される地形・地質									
日 照 阻 害								×			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植 物 ・ 動 物	陸 上 植 物	○					○			
		陸 上 動 物	○	△	△		○	△	△		
		水 生 生 物	○				△	×			
生 態 系		地域を特徴づける生態系	○					○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景 観 ・ 風 景							○			
	人と自然との触れ合いの活動の場							○			
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土		○						×		
	大気汚染物質・水質汚濁物質			×	×			×	×		
	温室効果ガス等			×	×			○	×		

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目
- ×：環境影響評価を行わない項目

表 5-3-8 環境影響評価項目の選定・非選定理由（複合影響が生じる可能性のある項目）

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	粉じん	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。
	二酸化窒素(NO ₂),浮遊粒子状物質(SPM)		建設機械の稼働	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、それぞれの建設工事におけるバックホウ、ブルドーザ等の建設機械が同時期に稼働し、排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、それぞれの建設工事に関連する大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化窒素(NO ₂),浮遊粒子状物質(SPM)	存在・供用時	施設の稼働	◎	ごみ処理施設の稼働においては、煙突排ガスが排出され、最終処分場の稼働においては埋立作業機械の稼働に伴う排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)が排出される。このため、両施設の稼働に伴い共通して排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に対し、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 また、ごみ処理施設の計画については、煙突位置、煙突高さ及び処理方式について複数案があり、複数案の違いによる環境影響の違いが想定される。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わる。 したがって、ごみ処理施設の稼働による影響については複数案を含めて、複合影響について環境影響評価を詳細に行う項目として選定する。
	二酸化硫黄(SO ₂),塩化水素(HCl),ダイオキシン類			×	最終処分場及び地域振興施設の稼働においては、二酸化硫黄、塩化水素及びダイオキシン類の大気中への放出がないと考えられることから、複合影響については環境影響評価を行わないこととする。
二酸化窒素(NO ₂),浮遊粒子状物質(SPM)		廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設が供用された時点では、ごみ処理施設及び最終処分場への廃棄物運搬車両と地域振興施設地域の利用車両が同時期に発生し、車両の走行に伴う排出ガス(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)を排出することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 なお、最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工事に伴う資機材運搬車量の走行に伴う影響が重合される。	
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数(臭気濃度)、または臭気強度	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働においては、煙突から排出する悪臭、施設から漏洩する悪臭が発生するおそれがある。 最終処分場の稼働においては、廃棄物の埋立に伴い悪臭が発生するおそれがある。 したがって、ごみ処理施設及び最終処分場の複合影響が考えられることから、複合影響について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
騒音	騒音レベル (Leq、Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、それぞれの建設工事におけるバックホウ、ブルドーザ等の建設機械が同時期に稼働し建設業騒音を発生することが考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、それぞれの建設工事に関連する大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働においては、施設稼働騒音が発生し、最終処分場の稼働において埋立作業騒音が発生する。このため、両施設の稼働に伴う騒音を複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。 また、最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工場の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。
			廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設が供用された時点では、ごみ処理施設及び最終処分場への廃棄物運搬車両と地域振興施設地域の利用車両が同時期に発生し、車両の走行に伴う排出ガス(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)を排出することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 なお、最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工場の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。
空気振動 (低周波音)	存在・供用時	施設の稼働	×	空気振動(低周波音)の影響が生じると考えられる施設はごみ処理施設のみであると考えられることから、複合影響については環境影響評価を行わないこととする。	
振動	振動レベル (Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、それぞれの建設工事におけるバックホウ、ブルドーザ等の建設機械が同時期に稼働し建設業振動を発生することが考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。 また、最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工場の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。
			資機材の運搬車両の走行	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、それぞれの建設工事に関連する大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
振動	振動レベル (Lx)	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働においては、施設稼働振動が発生し、最終処分場の稼働において埋立作業振動が発生する。このため、両施設の稼働に伴う振動を複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。 また、最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工事の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。
			廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設が供用された時点では、ごみ処理施設及び最終処分場への廃棄物運搬車両と地域振興施設地域の利用車両が同時期に発生し、車両の走行に伴う排出ガス(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)を排出することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 なお、最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工事に伴う資機材運搬車量の走行に伴う影響が重合される。
水質汚濁	水質	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			施設の稼働	×	施設の稼働時に発生する排水はいずれの施設においても公共下水道に放流される。また、最終処分場においては、現況把握のため調査のみを行う項目としているが、他の2施設においては環境影響評価項目として選定していない。 したがって複合影響については環境影響評価を行わないこととする。
	水底の底質	工事時	造成等の施工による一時的な影響	△	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			化学的酸素要求量(COD)、粒度組成	存在・供用時	×
	化学的酸素要求量(COD)、粒度組成、有害物質	×	施設の稼働時に発生する排水はいずれの施設においても公共下水道に放流される。また、最終処分場においては、現況把握のため調査のみを行う項目としているが、他の2施設においては環境影響評価項目として選定していない。 したがって複合影響については環境影響評価を行わないこととする。		
水象	表流水	存在・供用時	施設の存在	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備による土地利用の変化に伴い表面流出率が変化し、下流水域の水象へ影響が生じる可能性があることから、複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水象	地下水位(地下水の流れ)	存在・供用時	施設の存在	×	施設の存在による地下水位(地下水の流れ)に及ぼす影響の環境影響評価は最終処分場の「施設の存在」についてのみであるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
地盤沈下		存在・供用時	施設の存在	×	施設の存在による地盤沈下に及ぼす影響の環境影響評価は最終処分場の「施設の存在」についてのみであるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
土壌汚染	ダイオキシン類	存在・供用時	施設の稼働	×	<p>ごみ処理施設の稼働においては、煙突排ガスの影響としてダイオキシン類の影響について環境影響評価を行うこととしている。一方、最終処分場においては、現況把握のみを環境影響評価において行うこととしている。</p> <p>煙突排ガスの影響が生じるおそれがあるのは排出ガスの拡散が及ぶ範囲の地表面である。一方、最終処分場の影響は浸出水が漏洩した場合に地下水を通じて地中の土壌が汚染されることとなる。</p> <p>煙突排ガスの影響と最終処分場の影響によるダイオキシン類の土壌汚染が生じる範囲は異なるため、複合影響は生じないものと考えられることから、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。</p>
日照障害		存在・供用時	施設の存在	×	施設の存在により日照障害の影響が生じるのは、ごみ処理施設についてのみであるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
植物・動物	陸上植物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備による土地利用の変化に伴い複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	陸上動物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	△	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
陸上動物	工事時	資機材の運搬車両の走行	△	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。	
		存在・供用時	施設の存在	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備による土地利用の変化に伴い複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	陸上動物	存在・供用時	施設の稼働	△	ごみ処理施設の稼働においては、施設騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		存在・供用時	廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行	△	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両及び施設利用者車両の走行に伴う複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
	水生生物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	×	施設の稼働に伴う水生生物への環境影響評価は、最終処分場についてのみ行うことから複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
生態系		工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
生態系		存在・供用時	施設の存在	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備による土地利用の変化に伴い複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
景観・風景		存在・供用時	施設の存在	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備による土地利用、施設の存在による景観変化の複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 ごみ処理施設の計画については、煙突位置、煙突高さについて複数案があるため、複数案について環境影響評価を標準的に行う項目とする。
人と自然との触れ合いの活動の場		存在・供用時	施設の存在	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備による土地利用、施設の存在による景観変化に伴う複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
廃棄物・発生土		工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	×	ごみ処理施設の稼働に伴い廃棄物（飛灰、残さ）が発生する。また、最終処分場の稼働に伴い廃棄物（汚泥）が発生する。 両施設の廃棄物の種類が異なることから、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染物質・水質汚濁物質	工事時	建設機械の稼働	×	各施設の工事における環境影響評価は一般的な環境保全対策で対応する項目であるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
		資機材の運搬車両の走行	×	各施設の工事における環境影響評価は一般的な環境保全対策で対応する項目であるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
	存在・供用時	施設の稼働	×	ごみ処理施設の稼働に伴い煙突から大気汚染物質を排出する。一方、最終処分場の稼働に伴い埋立地から浸出水（水質汚濁物質）が発生する。 両施設から排出される物質が異なることから、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
		廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行	×	廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行に伴う環境影響評価は一般的な環境保全対策で対応する項目であるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
温室効果ガス	工事時	建設機械の稼働	×	各施設の工事における環境影響評価は一般的な環境保全対策で対応する項目であるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
		資機材の運搬車両の走行	×	各施設の工事における環境影響評価は一般的な環境保全対策で対応する項目であるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設及び最終処分場の稼働に伴い、温室効果ガスが発生することから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行	×	廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行に伴う環境影響評価は一般的な環境保全対策で対応する項目であるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。